## (文教科学委員会)

独 立 行政 法人日本原子力研究開発機 構 法 案 ( 閣 法第一一号)(衆議院送付) 要旨

本法 律 案 は、 特殊法. 人等整理合 理 化 計 画 の 円 滑 な 実 施 に 資するため、 日本原子 力研究 所及び核燃料サイク

ル 開 発 機 構 を 解 散 し て独 立 行 政法 人日· 本原子力 研 究 開 発機 構 を 設 立することとし、 その名称、 目 的、 業 務

ഗ

範 井 等 に 関 する 事 項 を定めようとするもの で ぁ וֹ) そ の 主な内 容は 次のとおりである。

## 一、機構の目的

独 立 行 政 法 人 日 本 · 原 子 力 研 究 開発 機 構 以下「 機 構 ح 11 う。) は、 原子力 基 本 法 第二 一条に 規 %定する

本 · 方 針 に 基づき、 原子: 力に 関 す る 基 礎 的 研 究 及び 応 用 の 研 究 並びに 核 燃料サイ ク ル を 確 立する た め の 高 速

増 殖 炉 及びこれに必要 な 核 燃料 物 質 の 開 発 並 びに 核 燃 料 物 質 の 再処 理 に 関する技 術及び 高 レベ ル 放 射 性 廃

棄 物 の 処分等に関する 技 術 の 開 発 を総合 的、 計 画 的 かつ効率的 に行うとともに、 こ れ 5 の 成 果 の 普 及 等 を

行 ſί もって人類社会 の福祉及び国民生活の水準 向上に資する原子力の研究、 開発及び利用の 促 進に寄与

することを目的とすること。

## 一、役員等

機構に、 役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととするとともに、 役員として、 副

1

理事長一人及び理事七人以内を置くことができるものとすること。

2 文部科学大臣は、独立行政法人通則法第二十条第一 項の規定により理事長を任命しようとするときは、

あ らかじ め、 原子力委員会の 意 見 を聴か なければ ならない も のとすること。

3 役員の任期

理 事 툱 の 任 期 ば、 任命の 日 Iから、 その日を含む中期 目 · · 標 の 期 間 の末日までとすること。

長の任期の末日以前であるものに限る。)とすること。

副

理事

長

及

び

理

事

の

任期

は、

当

該

副

理事

長及び理事

に

つい

て理事

長が定める期間

(その末日が理

監事の任期は、二年とすること。

4 機 構 の役員及び職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、 その職を退い た後も同様と

すること。

5 機構の役員及び職員は、 刑法その他の罰則の適用については、 法令により公務に従事する職員とみな

ء ح

機 構 は の 目 的を達成するため、 次の業務を行うほか、 そ の 業 務 の遂行に支障 の な ĺ١ 範 囲 内で、 国

地 方 公 共 4 体 そ の 他 |政令で定め る者 の 委 託 を受けて、 これ 5 の 者 の 核 原 料 物 質、 核燃料 物 質 又 は 放射性 廃

棄 物 を 貯 蔵 ŕ 処 理 ŕ 又は処分する業務を行うことができるもの とすること。

- 1 原 子 力に 関 す Ś 基 礎 的 研 究 を 行うこと。
- 2 原 子 力に 関 す Ś 応 用 の 研 究 を 行うこと。
- 核 燃 料 サ 1 ク ル を 技 術 的 に 確 立 する た め に 必 要な 業務で次に 掲 げ るものを行うこと。

3

高

速

増

殖

炉

の

開

発

実

証

炉

を

建

設

することに

より

行うものを除く。)

及びこれに必要な研究

の 業 務 に 必 要 な 核 燃 料 物 質 の 開 発及びこ れ Ī 必 要 な 研究

燃 料 物 質 の 再 処 理 に 関 す 技 術 の 開発及び ت れ に 必 要 な 研 究

る

核

の 業 務 に 伴い 発生する高 レ ベ ル 放射性 廃 棄 物 の 処 理 及び処分に関する技術の開発及びこれに必要

な 研究

4 1 か ら3までの成果を普及し、 及びその活用を促進すること。

5 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に

供すること。

6 原子力に 関する研究者及び技術者を養成し、 及びその資質の向上を図ること。

7 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

8

1

か

ら 3

ま

の業

務

の

ほ

ゕੑ

関

係行

政

機関

の

長又は

関係地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場

合に、 原子力 に 関 す る 試 験 及び 研 究、 調 查、 分 析 又は 鑑定を行うこと。

9 1から8までの業務に附帯する業務を行うこと。

四、雑則

主 ろ務 大臣は、 中期目標を定め、 又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 原子力委員会の意見

を聴かなければならないものとすること。

五、施行期日

この法律は、 附則の一 部の規定を除き、 公布の日から施行するものとすること。